

入札公告

次のとおり、入札（新事後審査型一般競争入札）を行う。

千曲市長 小川 修一

1. 対象工事の概要等

工 事 名	令和7年度 緊急自然災害防止対策事業 市道尾米柳原線他2路線道路舗装工事
工 事 場 所	千曲市 大字 新田
工 事 概 要	アスファルト舗装工 A=5894m2
工 事 完 成 期 限	令和7年 10月 31日（ 日間）

2. 入札参加者の資格要件

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

入札参加資格の登録	令和7・8・9年度の千曲市建設工事入札参加資格者名簿に登録されていること。
工種及び等級格付け	舗装工事の格付けがA級の者であること。
地 域 要 件	千曲市内に入札参加資格者名簿に登録された主たる営業所（本社・本店等）を有している者であること。
営 業 実 績	千曲市内に主たる営業所（本社・本店等）を有し、令和7年5月1日現在において千曲市内での営業実績が2年以上ある者であること。
建 設 業 許 可	特定又は一般建設業の許可を有していること。 ただし、下請代金額の総額が5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上となる場合は、特定建設業許可を有していること。
同 種 工 事 施 工 実 績	不要
現 場 代 理 人	社員であること。
配 置 技 術 者	社員である所定の技術者を配置すること（入札日以前3か月以上の雇用関係にある者に限る）。 ただし、請負代金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上となる場合は、技術者を専任で配置すること。
その他	(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 建設業法第28条その他関係法令等による営業停止の処分を受けていない者であること。 (3) 千曲市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱(平成15年千曲市告示7号)に基づく入札参加停止の措置を受けている者(入札公告日から落札決定日までの間に同要綱別表に規定する措置基準に該当することとなった者を含む。)でないこと。 (4) 会社更生法又は民事再生法に基づく更正手続又は再生手続開始の申し立てがなされている場合には、申請日において更正手続又は再生手続開始の決定がなされている者であること。 (5) 有効な経営事項審査を有している者であること。 (6) 資本関係・人的関係にある会社等が本入札に参加しないこと。

3. 入札、開札の日時及び場所

入 札 日 時	令和7年 7月 15日 午前 9時15分
入 札 場 所	千曲市役所 3階 302中会議室
開 札 場 所	同上（入札終了後、直ちに行う。）

4. 入札参加希望届の提出 必要

事前に入札参加者数を把握するため、令和7年 7月 8日 午後5時 までに、入札参加希望届（代表者印を押印したもの）をFAXで送信すること。また、送信後に電話でFAX到達の確認をとること。
(様式は、市ホームページ（入札・調達情報→建設工事等入札情報→様式集(工事・委託)）
※期日までの提出が無くても入札に参加することは可能ですが、
期日までに提出が1者もない場合には、本入札を中止する場合があります。

5. 設計図書等の掲載 及び 質問回答

設 計 図 書 等 の 掲 載	設計図書等は市ホームページに掲載するので、必要部分をダウンロードすること。	
設計図書等に関する 質 問 受 付	質 問 期 限	令和7年 7月 8日 午前11時
	質 問 様 式	専用の様式を使用すること。様式は市ホームページよりダウンロードすること。 (市ホームページ：入札・調達情報→建設工事等入札情報→様式集(工事・委託))
	提 出 方 法	F A X又はメールの方法により提出をする。
	送 付 先	千曲市役所 管財契約課 宛 FAX番号 : 026-273-8787 メール : kankei@city.chikuma.lg.jp
質 問 へ の 回 答	令和7年 7月 10日 午後5時までに市ホームページ（公告文と同様の場所）に掲載する。	

6. 入札事項等

入 札 保 証 金	免除
予 定 価 格	事後公表
最 低 制 限 価 格	設定有り（事後公表） 最低制限価格の算定方法 については「7. 最低制限価格の算定方法について」を参照すること。
入 札 と 見 積 の 回 数	入札回数は2回までとし、2回の入札で最低制限価格以上予定価格以下の入札がない場合は2回目の最低価格者と見積を2回まで行う。
積 算 内 訳 書 の 提 出	必要
積 算 内 訳 書 の 内 容	1回目の入札の金額に対応した積算内訳書 (金抜き設計書の 頁0-0003～頁0-0013 に対応する部分)
積 算 疑 義 申 立 の 可 否	可能（詳細は「11. 積算疑義申立について」を参照。）
契 約 の 保 証	金銭的保証（千曲市財務規則124条第3項の規定による場合は免除する。）
前 払 の 適 用	契約金額100万円以上の場合には有り
部 分 払 の 適 用	有り
そ の 他	(1)入札は関係法規ほか千曲市新事後審査型一般競争入札実施要領、千曲市建設工事等の積算疑義 手続に関する取扱要領、入札心得等の規定により行う。入札参加者は、入札公告、入札心得及び 現場等を熟覧し、入札しなければならない。 (2)入札開始時に入札会場にいない者は、入札に参加できない。 (3)代理人が入札に参加する場合は、必ず委任状を提出すること。 ※委任状及び委任状提出時の入札書の作成方法については、 入札・調達情報→建設工事等入札情報→ 様式集(工事・委託) →委任状作成方法を参照すること。 (4)最低制限価格未満で失格となった者や無効の入札をした者は、2回目以降の入札及び見積に参加できない。 (5)入札参加者が1者の場合でも入札を行う。

7. 最低制限価格の算定方法について

『最低制限価格の算定方法』（市ホームページ：入札・調達情報→建設工事等入札情報→入札制度の要領等）に記載の「**工事（2）**」により算出する。

8. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以下で、最低の価格で入札した者（最低制限価格未満での入札者を除く）を、落札候補者として決定する。
- (2) 落札候補者は、入札参加資格確認申請書類（「9. 入札参加資格確認書類」を参照。）を千曲市新事後審査型一般競争入札実施要領記載の期日までに提出しなければならない。
- (3) 落札候補者から提出された入札参加資格確認書類を審査し、入札参加資格要件を満たしているときは、当該落札候補者を落札者として決定する。
- (4) 落札者の決定は、入札参加資格確認書類の提出があった日の翌日（休日を除く。）までに行う。
- (5) 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないときは、予定価格以下で応札した次の順位者（最低制限価格未満での入札者を除く）に入札参加資格確認書類の提出を求めたうえ、審査を行い、入札参加資格要件を満たしている者1者が確認できるまで順次行う。
- (6) 設計金額が1億5千万円以上の建設工事の場合は、議会の議決を必要とする契約に該当するため、落札者は建設工事請負仮契約を締結する。

9. 入札参加資格確認書類の提出及び工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

1 入札参加資格確認書類

- (1) 新事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書
 - (2) 配置技術者調書
 - ・配置技術者として必要な資格の有無が確認できる書類（資格証等の写し）を添付すること。
 - (3) 現場代理人調書
 - (2) 及び (3) について、技術者及び現場代理人の雇用関係が確認できるものを添付すること。
 - 例）健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書
監理技術者資格者証、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる書類（いずれも写し可）
 - (4) 施工（業務委託）実績調書（入札参加者の資格要件として同種工事施工実績が必要な場合のみ提出）
 - (5) 建設業許可の写し
 - (6) 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- 上記（1）～（4）の様式は市ホームページからダウンロードし、専用の様式を使用すること。
（市ホームページ：入札・調達情報→建設工事等入札情報→様式集（工事・委託））

2 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、**落札決定から請負契約を締結するまでに**、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

提出書類：公共工事における建設業法第20条の2第2項による通知書

10. 公表用積算内訳書の公表について

落札候補者が決定した場合には、入札実施日の午後1時から管財契約課窓口で公表用積算内訳書を公表する。

11. 積算疑義申立について

落札候補者決定後、以下のとおり積算疑義申立を受け付ける。		
申 立 が で き る 者	応札者のみ（ただし、1回目の入札を辞退した者と落札候補者を除く。）	
申 立 期 間	入札日当日の午後1時 ～ 翌日の午後5時まで	
申 立 方 法	申 立 方 法	専用の様式（積算疑義申立書）に必要事項を記入し、持参提出する方法により行うものとする。 様式及び記入例は市ホームページからダウンロードすること。 （市ホームページ：入札・調達情報→建設工事等入札情報→様式集（工事・委託））
	提 出 先	千曲市役所 4階 管財契約課 窓口
注 意 事 項	(1)積算疑義申立書は記入例を参考に具体的に記載すること。 (2)申立時に、申立の根拠となる積算資料等を持参すること。 (3)公表用積算内訳書に基づき申立をすること。	
申 立 と し て 取 り 扱 わ な い も の	(1)当該入札の応札者以外から提出されたもの (2)当該入札の落札候補者から提出されたもの (3)持参以外の方法で提出されたもの (4)申立期間終了後に提出されたもの (5)申立の対象となる建設工事等が特定できないもの (6)申立の内容が具体的でないもの、その他内容が特定できないもの (7)設計図書等で確認できるもの (8)入札公告における質問期間中に質問を行い確認すべきもの （設計書の数量と数量計算書等の数量の差異等） (9)前各号に掲げるもののほか、当該入札に直接関係がないもの	
精 査 結 果 等 の 公 表	申立に対する回答及び精査結果については、市ホームページに掲載する。 （市ホームページ：入札・調達情報→建設工事等入札情報→積算疑義申立精査結果・回答）	

12. その他

契約後に「2. 入札参加者の資格要件」の資格要件を満たさない者であること等、入札参加資格確認書類に虚偽の記載等があったこと等、入札条件の違反等が判明した場合には、当該契約は解除する。

問い合わせ先 管財契約課 契約係
TEL 026-273-1111（内線4124）
FAX 026-273-8787